入札説明書

山梨県が発注する自家用電気工作物の保安管理業務委託「一般競争入札」公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　　令和８年３月１３日

２　入札に付する事項

（１）役務の名称　　自家用電気工作物の保安管理業務
　　及び数量　　４１施設（別紙「委託事業場一覧表」のとおり）

（２）履行場所　　山梨県立北杜高等学校ほか４０箇所
　　（別紙「委託事業場一覧」のとおり）

（３）履行期間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

（４）役務の仕様等　　「自家用電気工作物の保安管理業務委託に関する委託契約書」
　　及び「自家用電気工作物の保安管理業務契約細目書」のとおり

３　一般競争入札の参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（３）山梨県内に本店又は主たる事業所（県が委託する法律行為に対して単独で処理できる事務所）を有し、次の入札参加資格を全て満たす者であること。

①　物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和３年山梨県告示第６７号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿において登録業種(役務)の「自家用電気工作物点検・保守」（旧告示登録業種（役務）「建物、電気・機械設備点検・保守」）に登録されており、「需要設備（高圧受変電設備及び低圧受電設備等）及び非常用予備発電装置の点検・保守」の業務を実施できる者であること。

②　この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

（４）電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第７７号）第５２条の２第２号の規定に該当し、県が電気事業法施行規則第５２条第２項の規定による承認を受けるに足りる委託契約の相手方としての要件を具備する者であること。

（５）令和２年４月１日以降に、自家用電気工作物の保安管理業務について、国又は地方公共団体と、１契約当たり１０事業場以上、または同一期間に１０事業場以上を対象とした履行期間が１年間以上の契約を２回以上締結し、これらすべての履行が完了している者であること。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

４　入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、様式１の入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、資格の確認を受けなければならない。また、申請書及び添付書類は、原則としてＡ４サイズで作成すること。

（１）提出期間

令和８年３月１３日（金）から令和８年３月２４日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第６号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

（２）提出方法

申請書及び資料等の提出は、持参によるものとする。郵送及びファクシミリによるものは受け付けない。

（３）提出場所

山梨県教育庁学校施設課管理・助成担当（防災新館３階）

電話　０５５－２２３－１７６１（直通）

（４）申請書に次の書類を添付すること。

①　役務の履行等申立書（様式２）

②　誓約書（様式３）

③　役員名簿（入札参加資格者名簿の登録業者のうち、役員名簿が未提出の場合）（様式４）

④　３の（５）に該当することを証する書類の写し（履行期間内に締結した契約書すべて（契約者、業務内容、対象事業場数、履行期間の分かるもの）の写し等）

⑤　返信用封筒（「簡易書留速達」扱いとして切手（７６０円）を貼付した長形３号の封筒の表に、申請者の住所・商号又は名称・代表者氏名を記載すること。）

（５）入札参加資格確認の結果は、令和８年３月２５日（水）付け郵便及びファクシミリにより通知する。

（６）その他

①　提出期限後の申請書等の追加、差しかえ、再提出は認めない。

②　提出された申請書等は、当方において公表し、又は無断で使用することはしない。

③　提出された申請書等は、返却しない。

５　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（１）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

（２）説明を求める場合には、令和８年３月２６日（木）午後１時までに教育長宛の書面（様式は自由）を、教育庁学校施設課に持参して行わなければならない。郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

（３）理由の説明は、令和８年３月２７日（金）までに書面により回答する。

６　入札及び開札の日時、場所

（１）実施日時　　令和８年３月３０日（月）　午後１時３０分

（２）場所　　山梨県庁防災新館４階４０４会議室

（３）その他

①　入札参加に際しては、教育長から入札参加資格を有することの確認を受けた４の（５）の入札参加資格確認通知書（写しでも可）を持参すること。

②　代理人が出席する場合には、別紙「委任状」と当日出席する者の印鑑を持参すること。（委任状における被委任者の印と入札書における代理人（当日出席し入札を行う者）の印が同じであること。）

③　郵送による入札は、二重封筒とし、入札書のほか４の（５）の入札参加通知書の写しを同封し、令和８年３月２７日（金）午後５時までに入札書が山梨県教育庁学校施設課へ必着するよう書留郵便で行うこと。

７　入札及び開札の立ち会い

入札及び開札の立ち会いについては、入札者又はその代理人をもって行う。

なお、代理人が立ち会う場合については、入札者の委任状を提出すること。

８　入札方法等

（１）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）入札参加者又はその代理人は、入札説明書等を熟知のうえ入札すること。

（３）入札の回数は２回を限度とし、落札者がないときは最低価格入札者と協議をする。ただし、郵送による入札の場合は、１回目の入札時に開札を行い、再入札になった場合には、これを棄権したものとする。

９　入札の無効

次の者の入札は、無効とする。

①　入札公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札。

②　入札条件に違反した者が行った入札。

③　入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札。

④　山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号。以下「規則」という。）第１２９条各号のいずれかに該当する入札。

１０　落札者の決定方法

規則第１２７条第１項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、本入札における落札の効果は、令和８年４月１日に令和８年度予算発効時において効力を生じるものとする。

１１　入札及び契約保証金等

入札に参加しようとする者は、入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第１０８条の２の規定に該当する者は、これを免除する。契約を締結しようとする者は、規則第１０９条に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第１０９条の２の規定に該当する者は、これを免除する。また、規則第１２０条に該当する場合は、違約金を徴収する。

１２　最低制限価格の有無　　無

１３　入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、申請書類等提出した書類について、説明を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

１４　支払条件

一括精算払とする。

１５　その他

（１）落札者が契約締結までの間に「３　一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

（２）令和８年山梨県議会２月定例会において、当該委託に係る当初予算が否決された場合は、入札は執行しないものとする。

（３）入札参加資格確認資料作成説明会及びヒアリングは行わない。

（４）現場説明会は行わない。

（５）談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

（６）年次点検の実施日は日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日及び令和８年１２月２９日から令和９年１月３日までの日を除く日で各事業場の長と協議するものとし、それに伴う契約金額の変更は行わないものとする。

（７）この入札説明書等についての質問等は、質問票（様式５）により郵送、持参又はファクシミリにて受け付ける。

受付期限　公告の日から令和８年３月２３日（月）午後５時まで（持参の場合は、正午から午後１時までの間を除く。）

回答期限　令和８年３月２５日（水）

提 出 先　山梨県教育庁学校施設課管理・助成担当
山梨県甲府市丸の内一丁目６－１
電話　　０５５－２２３－１７６１（直通）
ファクシミリ　０５５－２２３－１７５４

（８）その他不明な点については、次に照会すること

山梨県教育庁学校施設課管理・助成担当
山梨県甲府市丸の内一丁目６－１
電話　０５５－２２３－１７６１（直通）